

第114号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号アの表神戸市営求女住宅の項を削り，同表神戸市営フレール長田室内西住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営フレール・アスタ若松住宅	神戸市長田区若松町3丁目
------------------	--------------

別表第1第1号アの表神戸市営多聞台中央住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新東多聞住宅	神戸市垂水区学が丘6丁目及び学が丘7丁目
------------	----------------------

別表第1第2号の表神戸市営求女住宅の項を削る。

別表第1第3号の表神戸市営真陽第三住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営フレール・アスタ若松住宅	神戸市長田区若松町3丁目
------------------	--------------

別表第1第3号の表神戸市営千歳住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新東多聞住宅	神戸市垂水区学が丘6丁目及び学が丘7丁目
------------	----------------------

別表第5第1号アの表神戸市営フレール長田室内西住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営フレール・アスタ若松住宅	神戸市営住宅フレール・アスタ若松立体駐車場	神戸市長田区若松町3丁目
------------------	-----------------------	--------------

別表第5第1号アの表神戸市営多聞台中央住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新東多聞住宅	神戸市営住宅新東多聞駐車場	神戸市垂水区学が丘6丁目及び学が丘7丁目
------------	---------------	----------------------

別表第5第3号の表神戸市営真陽第三住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営フレール・アスタ若松住宅	神戸市営住宅フレール・アスタ若松立体駐車場	神戸市長田区若松町3丁目
------------------	-----------------------	--------------

別表第5第3号の表神戸市営千歳住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新東多聞住宅	神戸市営住宅新東多聞駐車場	神戸市垂水区学が丘6丁目及び学が丘7丁目
------------	---------------	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営多聞台中央住宅の項の次に神戸市営新東多聞住宅の項を加える部分に限る。）、別表第1第3号の表の改正規定（神戸市営千歳住宅の項の次に神戸市営新東多聞住宅の項を加える部分に限る。）、別表第5第1号アの表の改正規定（神戸市営多聞台中央住宅の項の次に神戸市営新東多聞住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第3号の表の改正規定（神戸市営千歳住宅の項の次に神戸市営新東多聞住宅の項を加える部分に限る。） 令和2年1月1日

(2) 別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール長田室内西住宅の項の次に神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項を加える部分に限る。）、別表第1第3号の表の改正規定（神戸市営真陽第三住宅の項の次に神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項を加える部分に限る。）、別表第5第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール長田室内西住宅の項の次に神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第3号の表の改正規定（神戸市営真陽第三住宅の項の次に神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項を加える部分に限る。） 令和2年3月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした借上げに係る神戸市営フレール・アスタ若松住宅又は神戸市営住宅フレール・アスタ若松立体駐車場についてなされた申請，許可

その他の行為は、市長が別段の処分をするものを除くほか、この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）に規定する神戸市営フレール・アスタ若松住宅又は神戸市営住宅フレール・アスタ若松立体駐車場についてなされたものとみなす。

（準備行為）

- 3 新条例別表第1第1号アの表神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項及び神戸市営新東多聞住宅の項，別表第1第3号の表神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項及び神戸市営新東多聞住宅の項，別表第5第1号アの表神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項及び神戸市営新東多聞住宅の項並びに別表第5第3号の表神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項及び神戸市営新東多聞住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市営住宅条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
略	略
神戸市営求 女住宅	神戸市東灘区住吉宮 町1丁目
略	略
神戸市営フ レール長田 室内西住宅	神戸市長田区六番町 3丁目
_____	_____
_____	_____
_____	_____
略	略
神戸市営多 聞台中央住 宅	神戸市垂水区多聞台 4丁目
_____	_____
_____	_____
略	略

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
神戸市営フ レール・ア スタ若松住 宅	神戸市長田区若松町 3丁目
_____	_____
_____	_____
_____	_____
神戸市営新 東多聞住宅	神戸市垂水区学が丘 6丁目及び学が丘7 丁目
_____	_____

イ 略

(2) 改良住宅

名称	位置
略	略
神戸市営求 女住宅	神戸市東灘区住吉宮 町1丁目

_____	_____
_____	_____
_____	_____

略	略
---	---

--	--

(3) 都市再生住宅

名称	位置
略	略
神戸市営真陽第三住宅	神戸市長田区西尻池町4丁目
_____	_____
_____	_____
_____	_____
略	略
神戸市営千歳住宅	神戸市須磨区千歳町3丁目
_____	_____
_____	_____

神戸市営フレール・アスタ若松住宅	神戸市長田区若松町3丁目
神戸市営新東多聞住宅	神戸市垂水区学が丘6丁目及び学が丘7丁目

(4) 略

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営フレール長田室内西住宅	神戸市営住宅フレール長田室内西駐車場	神戸市長田区六番町3丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____

神戸市営フレール・アス	神戸市営住宅フレール・ア	神戸市長田区若松町3丁目

_____	_____	
_____	_____	
略	略	略
神戸市営 多聞台中 中央住宅	神戸市営 住宅多聞 台中央駐 車場	神戸市垂 水区多聞 台4丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

<u>夕若松住 宅</u>	<u>スタ若松 立体駐車 場</u>	
<u>神戸市営 新東多聞 住宅</u>	<u>神戸市営 住宅新東 多聞駐車 場</u>	<u>神戸市垂 水区学が 丘6丁目 及び学が 丘7丁目</u>

イ 略

(2) 略

(3) 都市再生住宅の共同施設として設置された
駐車場

都市再生 住宅の名 称	駐車場の 名称	駐車場の 位置
略	略	略
神戸市営 真陽第三 住宅	神戸市営 住宅真陽 第3駐車 場	神戸市長 田区西尻 池町4丁 目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略
神戸市営	神戸市営	神戸市須

<u>神戸市営 フレー ル・アス 夕若松住 宅</u>	<u>神戸市営 住宅フレ ール・ア スタ若松 立体駐車 場</u>	<u>神戸市長 田区若松 町3丁目</u>

千歳住宅	住宅千歳 駐車場	磨区千歳 町3丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
	—	_____

<u>神戸市営</u>	<u>神戸市営</u>	<u>神戸市垂</u>
<u>新東多聞</u>	<u>住宅新東</u>	<u>水区学が</u>
<u>住宅</u>	<u>多聞駐車</u>	<u>丘6丁目</u>
	<u>場</u>	<u>及び学が</u>
		<u>丘7丁目</u>

(4) 略